



東国分中だより

令和7年6月4日

NO.5

学校 HP

学校教育目標 「夢や希望を抱き、生きる力を持った生徒の育成」
～知・徳・体の調和のとれた生徒～
<https://ichikawa-school.ed.jp/ekokubun-chu/>

東国分爽風学園
市川市立東国分中学校
校長 植木 昭貴



日ごとに夏の訪れを感じさせる今日この頃となりました。これからは暑さ厳しい時期となります。学校としても配慮していきますが、生徒の皆さんには体調管理に気を付けて過ごしてほしいと考えています。暑さ対策も必要ですが、各自が生活リズムを整えること、特に睡眠や食事をしっかりとることも大切です。運動部では総合体育大会に向けて力の入る時期ですが、「熱中症警戒アラート」「暑さ指数」「光化学スモッグ注意報（警報）」等の情報に基づき主に屋外の活動を中心に制限することもありますのでご理解ください。

こども基本法



令和5年4月、こども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。こどもは大切な存在という考え方の下、こどもたちが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように社会全体で支えていくことを目指していくための基本となる事項を定めた法律です。基本理念は以下のとおりです。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取り扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が保証されること
- 4 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

上記にあるように、こどもは大切な存在として尊重されるべきであり、大人や周囲から正しく愛されたり信頼を感じたりすることで情緒や自己肯定感が養われていきます。しかし成長段階にあり人生経験も浅いことから、大人の目からはいろいろ目につくことがあったり、間違いを起こしたりすることもあります。そのような時に保護者や教職員をはじめとする大人はこどもを指導する立場で関わっていくわけですが、状況によって時に厳しく接する必要もあるかと思います。そのような時などにこどもへの関わり方が支配的・攻撃的になってしまふと、自己肯定感の低い子や自分の意志では何もできない子になってしまうこともあります。

こども基本法は、主にこども施策に係る内容となっていますが、学校やご家庭においても上記の理念を理解した上でこどもと関わっていくことが大切であると思います。詳しくはこども家庭庁の資料をご覧ください。

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/230323/kihon.pdf)

もし、生徒や保護者の皆さんの中で上記の内容に係ることで悩みや辛さを感じている場合は、一人で抱え込まず信頼できる人や学校、相談機関に相談してください。

